

令和4年度第7回  
多摩市国民健康保険運営協議会

令和5年2月2日（木）午後1時30分  
多摩市役所第二庁舎会議室

1.開催日 令和5年2月2日(木)

2.会場 多摩市役所第二庁舎会議室

3.出席者

被保険者  
代表委員 齊藤順子、津布久光男、峯村辰夫、山村正宏

保険医・薬剤師  
代表委員 橋本循一、林幹彦、辻野正久、寺田武司

公益代表委員 若林佳史、舟木素子、伊藤 挙

被用者保険  
代表委員 川又久義

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫  
保険年金課長 松下恵二  
保険税担当 定石倫彦  
保険税担当 宇都宮久美子  
国保担当 坂本全史  
国保担当 高橋麻智子  
国保担当 星野広輝

午後1時29分 開会

○若林職務代行 あと1分足らずでありますけれども、始めさせていただきます。

第7回多摩市国民健康保険運営協議会をこれから始めますけれども、傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○若林職務代行 そうですか。分かりました。

出席状況報告を事務局のほうからお願いいたします。

○坂本国保担当 下井会長と原委員から、欠席の旨連絡が入っております。

以上です。

○若林職務代行 ありがとうございます。

議事録署名ですけれども、津布久委員と伊藤委員にお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より配付資料の確認のほう、よろしくお願いいたします。

○坂本国保担当 配付資料を確認いたします。事前にお送りしてございます資料1、国民健康保険の保険税率の見直しについての答申書(案)、資料2、国民健康保険制度に関する意見書(案)があります。本日お配りしました机上の配付のものにつきましては、次第、資料3、国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更についての諮問書の写しになります。資料4、令和5年度国民健康保険税の制度改正予定について、A4の1枚になります。資料5、多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について(答申)(案)になります。続いて、資料6が、多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画評価シート、これはホチキス留めで2枚つづりになってございます。資料7が、第2期データヘルス計画に定めた保健事業実施結果になります。ホチキス留めの3枚つづりです。そして資料8で、意見等記入用紙になりまして、あとファイルにグレーの返信封筒を1枚入れてございます。不足がありましたら、お申出をお願いします。

以上です。

○若林職務代行 ありがとうございます。皆様おそろいでしょうか。

それでは、本日の予定スケジュールを事務局のほうから簡単に御説明ください。

○松下保険年金課長 本日もよろしくお願いいたします。本日、審議いただいております保険税率の見直しについての答申書(案)、それから前回、御承認いただきました意見書(案)

につきまして、御審議をいただければと考えております。

また、令和5年度の税制改正で課税限度額の引上げと、軽減判定基準額の見直しが予定されております。そちらを諮問させていただきまして、御審議のほう、お願いできればと思います。

また、報告事項といたしまして、第3期特定健診の評価、それから第2期データヘルス計画の実施評価を御報告させていただければと考えております。

以上です。

○若林職務代行 ありがとうございます。

それでは、まず第1点目ですけれども、お手元にあります多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（答申）というもの、これについて最終的な議論を行いたいと思っております。事前に皆様のお宅のほうには送られておりますので、読んでいただけたかなとは思っておりますけれども、これに関して、まず事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○松下保険年金課長 今回、資料1と2で答申の案、それから意見書の案ということ、下井会長、若林代行に御相談させていただきながら、まとめさせていただきました。

まずは、資料1の答申（案）について御覧いただきたいと思っております。こちら答申（案）ということで、一通り読ませていただければと思っております。

令和4年12月15日付4多健保第1813号をもって市長から諮問のあった件について、以下のとおり本協議会の意見を申し述べます。

今回の諮問は、国民健康保険を取り巻く国の動き、法定外繰入が一般会計に与える影響や税負担の公平性、また、現下の社会情勢などを踏まえ、保険税率等の見直しについて本協議会としてどのように考えるか意見を求められました。

このことについて、会議を令和4年12月15日、令和5年1月19日、2月2日に、計3回開催し審議を進めました。

諮問事項の審議の過程において、全国市町村国民健康保険及び多摩市国民健康保険の現状、「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に掲げる財政健全化に向けた取り組み、「経済財政運営と改革の基本方針2022」などの国の動向、現下の消費者物価や実質賃金などについて説明がありました。

説明によると、市町村国民健康保険被保険者の構造変化により、加入者の約半数が無職者となっており、多摩市国民健康保険も同様の状況にあること、また、令和4年10月に実施された社会保険の適用拡大により国民健康保険離脱者が増加しており、低所得者世帯が国

民健康保険加入世帯に占める割合がさらに高まり、今後も厳しい国民健康保険財政運営となることが想定されます。

他方、国は国民健康保険財政を健全化する観点から国民健康保険の取組強化として、法定外繰入金の早期解消、保険料水準の統一などの取り組みを推進し、多摩市においても「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」を策定し、財政健全化に向けた取り組みを推進していくこととしています。今回、東京都から示された令和5年度国民健康保険事業費納付金は、一人当たり納付金額対前年7%増と想定を超えたものとなっており、保険税率を据え置いた場合、法定外繰入金は約16億円となり、税負担の公平性や保険料水準の統一が求められている中では、財政健全化の取り組みも重要であると考えます。

本協議会では、これら国民健康保険を取り巻く国の動き、新型コロナウイルス感染症の再拡大や物価高騰、実質賃金の減少などの社会情勢を踏まえ審議を重ねるなかで、社会情勢に鑑みると据え置くことが望ましい、一方、法定外繰入が一般会計に与える影響や税負担の公平性の観点からすれば改定すべきであるとの意見が拮抗し、非常に難しい判断を迫られました。

審議の結果、「多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて」について、下記のとおり答申します。

保険税率について。約41年ぶりの4%上昇と言われる物価高騰の中で、実質賃金は連続して減少しており、市民生活は厳しい状況にあると考えます。特に、国民健康保険被保険者の多くを占める年金生活者や無職者、非正規労働者にとってはその影響を色濃く受ける状況が想定されることから、令和5年度の保険税率については据え置くこととします。

また、付帯意見といたしまして、令和5年度の保険税率については、物価高騰、実質賃金の減少が市民生活に与える影響などを考慮し据え置きとなりましたが、法定外繰入金が約16億円となる見込みとなるなど、税負担の公平性からも、今後、社会情勢を踏まえつつ財政健全化に向けた取り組みを進めてくださいというものをつけさせていただいております。

説明は以上になります。

○若林職務代行 ありがとうございます。そういたしますと結論は、前回の協議会で出たように据置きということなんですけども、あとは文言をちょっと、非常にざっくりばらんに申し上げて読みにくいので、皆様の御意見をいただければと思っております。

○林委員 文言で、言葉のあれですけど、「社会情勢を踏まえ審議を重ねるなかで、……」。

- 若林職務代行 何行目とか何か、簡単に言っていただければ。
- 林委員 裏のところの3行目ですか、「社会情勢を踏まえ審議を重ねるなかで、社会情勢に鑑みると」というと、社会情勢、社会情勢ってつながっていて、ちょっとくどいかなと思うので、文言はもうちょっとスマートにしたほうがいいかなと思いました。
- 若林職務代行 同じ言葉が重なっているということですね。
- 林委員 そうです。
- 若林職務代行 ここを、例えば3行目の「社会情勢に鑑みると据え置くことが望ましい」を両方とも鍵括弧で入れてしまって、そして「法定外繰入が一般会計に与える影響や税負担の公平性の観点からすれば改定すべきである」、ここも鍵括弧にして、2つの意見を鍵括弧にしてしまうと、社会情勢が2回出てくるわけですけど、1つのほうは鍵括弧の中に入ってしまうので、それほど違和感はないかなと思いますけれども。伊藤委員、どうぞ。
- 伊藤委員 ごめんなさい。途中で失礼します。さっき言ったみたいな形で。でも、情報が重複しているのは無駄なので、2番目のところはむしろ、この文章は主語がちょっとはつきりしないんですよね。だから据え置くもの、つまり今回の4%上昇というところ、要するに保険税率について据え置くというところ、だから後ろの部分を置き換えちゃったほうがいいんじゃないですか。「社会情勢に鑑みると」というところは切っちゃって、その代わりにそこへ主語を入れたほうがいいかもしれないです。単にそこを切るだけでもいいかなと。文書は通じるとは思うんですけど。
- 若林職務代行 伊藤委員のおっしゃりたいことをまとめますと、2行目の途中からですけども、「社会情勢を踏まえ審議を重ねるなかで、」、そして「据え置くことが望ましい」にすぐいっちゃうということですね。
- 伊藤委員 でも、通じはするかなと思うんですよ。
- 若林職務代行 何々をというのがないんですよね、これ。
- 伊藤委員 これ、だから主語がないんですよね。
- 若林職務代行 事務局、どうでしょうか。これ、何々をというのを言葉入れられますか。「社会情勢を鑑みると」というところは削除しても大丈夫ですか。
- 伊藤委員 本来は保険税率の話なんですよ。
- 若林職務代行 「保険税率」を入れて、そして2番目の意見のほうは保険税率は書かなくて大丈夫と。
- 松下保険年金課長 「社会情勢を踏まえ審議を重ねるなかで、保険税率は据え置くことが

望ましい」。「社会情勢を踏まえ審議を重ねるなかで、」、括弧、「保険税率は据え置くことが望ましい」、括弧で閉じて、先ほど代行がおっしゃったように2つの意見を括弧で閉じるという形にさせていただきたいです。

○若林職務代行 その意見も両意見、2つの両、両方の「両」という字を入れていただけると、もうちょっと分かりやすくなるかなと思いますけども。あるいは「2つの」でもいいですけども、「2つの意見が」。

○松下保険年金課長 「であるとの2つの意見が拮抗し」と。

○若林職務代行 皆様、遠慮なくおっしゃってください。齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 文言の話になっているのにこんなことを言って申し訳ないんですが、非常によくまとめていただいたなと思っているんですが、付帯意見の最後の行ですけど、「今後、社会情勢を踏まえつつ財政健全化に向けた取り組みを進めてください」という記載なんですけれども、私、もう一つの2つ目のペーパーの意見書のところにつなげる意味でも、どのような方策が考えられるのか検討してほしいという趣旨にしたら、2枚目につながりやすくなるかなとちょっと考えてみたんですけども、いかがなんでしょうか。

○若林職務代行 もう少し具体性を持たせるということでしょうか。

○齊藤委員 これだと上げてくださいよという、上げましょうよという話ですよ、保険税率を。なので、そういう意味では財政健全化に向けてどのような方策というか、施策なのか、そういったものが考えられるのか検討してくださいという具合にすれば、2枚目の意見書に、私たちもこういうぐあいに意見書を考えましたよというふうにつながりやすいかなと思いました。

○若林職務代行 「取り組みを進めてください」ではなくて、「検討を」ということですね。

○齊藤委員 「どのような方策が考えられるのか検討してください」。若干ニュアンスが違ってくるでしょうか。

○若林職務代行 あるいは「財政健全化に向けた方策の検討をお願いします」という感じですかね。

○齊藤委員 そんな感じでいかがかしらと思ったんですけども。

○川又委員 これ、意見書の最後につなげちゃったらどうですか。意見書の最後と同じように言っちゃえば。例えばこれ、「健全財政健全化に向けて、国や東京都に対して財政支援の拡充など、他市町との連携を働きかけてください」とか。意見書は国と東京に対して財政支援をしてくれ、首長さんと連携してやってくださいって言っているんですね。その内容をこ

つちにも載せちゃったらどうですか。「財政健全化に向けて、国や東京都に対し財政支援の拡充など、他市町との連携をして働きかけてください」とか、そのような意味で。そうするとつながりますよね、意見書と。

○若林職務代行 今、事務局が入力していらっしゃるの、事務局のほうから一度読み上げていただいて。

○松下保険年金課長 そうしましたら、「今後、社会情勢を踏まえつつ財政健全化に向け、国や東京都に対し、財政支援の拡充を他市首長と連携した取り組みを進めてください」でよろしいでしょうか。

○若林職務代行 橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 「記」の上のほうですけど、「本協議会では、これら」のところで、先ほど来ています2つの意見が拮抗していますと。その後で、最終的に「記」で、保険税率についてAという意見とBという意見があって、Bという意見を答申しますと。じゃあ、何でBというのがこれだと分かりにくいんですよね。なので、「本協議会では」から、初めの「一方」を消して、「法定外繰入が」というところから、「影響を考えて改定すべきであるとの意見がありました」と。けれども、最初のほうで「国民健康保険を取り巻く国の動き云々」から、「据え置くことが望ましいという意見もあり、本協議会ではこれを受けて、その結果、こういうふうにしたいと思います」というほうが、流れとするとすんなりつながるのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。

○若林職務代行 そうですね。確かにこれは両方の意見が拮抗して、いきなり結論が出てしまうと、なぜこんなことをしたのかという、ちょっと分かりづらいですね。事務局のほう、整理できますでしょうか。

○松下保険年金課長 「本協議会では、保険税率は据え置くことが望ましい」。「一方」は取ると。「法定外繰入に与える影響や税負担の公平性からすれば改定すべきとの意見がありましたが、国民健康保険を取り巻く国の動き、新型コロナウイルス感染症の再拡大や物価高騰、実質賃金の減少など、社会情勢を踏まえ据え置くこととした」という流れになります。

○橋本委員 「ことが望ましいという意見を尊重し、審議の結果、下記のとおり答申します」という流れはどうでしょうか。

○若林職務代行 最初に「改定すべきである」という言葉を出してしまって、ただし、こういう意見もあったという形ですよ、橋本委員がおっしゃりたいのは。

○橋本委員 はい。

○若林職務代行 ほかの皆様、忌憚のない御意見を。

○川又委員 あと1点、細かい話ですけども、最初の令和の「和」が抜けておりますよね。

○若林職務代行 1行目ですね。それから、3行目なんですけども、主語と述語が対応しないんですよ。「今回の諮問は求められました」。「諮問では」というんだったらまだ分かるんですけども。

○松下保険年金課長 じゃあ、そのように修正させていただきます。

○若林職務代行 それから、表面の下から6行目になりますけれども、要するにここは国はこうしている、したい、そして多摩市はこうしている、こうしたいということを述べたいわけなので、一方は「国は」ですので、下のほうも「多摩市も」とか何か、少し分かりやすくいくといいと思うんですけど。「多摩市において」の前に「それを受けて」とか「同時に」とか、何かそういった接続詞的な言葉を入れられませんか。

○松下保険年金課長 「この方針を受けて多摩市においても」で。

○若林職務代行 そういうことですね。そもそも多摩市の動きは、国の方針を受けての多摩市の行動なのか、それとも国とは別途、全く無関係に多摩市が動いているのか把握し切れないものですから、何とも言えないんですけども、もし国がこうしてほしいと言って、それを受けて多摩市はこうしているというんでしたら、「受けて」とかいう言葉を入れていただければと思いますが。

○松下保険年金課長 はい。国の法定外繰入の解消といったところは、それを受けて多摩市でも財政健全化計画というものを策定していますので、その方針を受けてというところで、その文言を追加させていただきます。

○若林職務代行 よろしくお願ひします。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 同じところ、最初の「他方」というのがどこを受けているのか、ちょっと読み取りにくかったんだけど。今と同じところ、「他方、国は国民健康保険」の最初の「他方」というのが。

○若林職務代行 何に対する他方かということですね。

○松下保険年金課長 これはその上の段になりますけども、国保の被保険者の構造変化というもの、国保の構造的課題というところで非常に厳しい財政運営が見込まれているところなんですけども、他方、国としては法定外繰入れを解消する。

○伊藤委員 それを受けてということではないんですか。ごめんなさい。上と反対の方向ということなんです。他方というのは。

○松下保険年金課長　そうですね。上段では、一定所得のある方というのが国保から抜けていってしまう。財政運営は非常に厳しいんだけど、他方、国では法定外繰入は解消していかなくちゃいけない取り組みが求められているところです。

○伊藤保健医療政策担当部長　他方というんですか、このためというふうな形にして。

○若林職務代行　このような状況にあってという感じですね。おっしゃりたいことは多分。

○伊藤保健医療政策担当部長　今後も厳しい国民健康保険財政運営となることが想定をされます。厳しくなることが想定されるため、国は健全化する関係で法定外繰入の早期解消、多摩市においては運営指針を策定し、財政健全化に向けた取り組みを推進していくこととしていますということなので、「他方」は「このため」というふうにはいかがですか。

○伊藤委員　なくてもいいかなと思っただけの話なんですけど。

○伊藤保健医療政策担当部長　なくてもいいですね。

○若林職務代行　そこでという感じですかね。

○伊藤保健医療政策担当部長　そうですね。そういう意味ですね。厳しいことが予測されるので、こういう取り組みを進めていますということになると思うんです。伊藤委員がおっしゃるようになってもいいと思うんです。

○伊藤委員　これは今日ここで決めたら、もうそのまま清書して提出するという形になるわけですね。

○松下保険年金課長　会長と代行と事務局に一任をしていただいて、最終的に今日いただいた意見を反映させたもので固めるという形になります。

○若林職務代行　最終的には会長と私とで最終チェックをしまして、御一任していただければと思っております。ということで、御自由に言っていただいたほうが私どもとしては助かるんですけども。

それから、付帯意見の下から3行目なんですけども、「据え置きとなりましたが」って、まだなっていないので。「据え置きを答申しましたが」でしたらまだいいんですけども。

○松下保険年金課長　「としましたが」ですかね。

○若林職務代行　「据え置きとなりましたが」ですかね。

○峯村委員　一つ、この文言の修正でいろいろ御意見、議論があるんですけども、ちょっと素朴な疑問で、この議論で文章がいろいろ、てにをはとか変わるんですけど、それってどういう効果があるのか。この文章の体裁だけですよね。体裁を整えるための議論のように思えて、これはこの場で時間をかけてやるべきものなのか。私、この答申（案）自体がいろいろ

経過とか、社会の背景とか、随分盛り込んでいるなというふうには、こんなに文章を長くする必要はないのかなとは思ったんです。それよりも、文言の今の御議論がどういう意味があるのかちょっと分からないんです。

○伊藤委員 それは先ほど齊藤委員が言われたように、要するにここで最後に言っている財政健全化というのは、値上げしていくという意味ではないんだということですよね。ほかの都とかのほうを強調するために、つまりいずれは頑張って値上げしてくださいという意見じゃないんだよということが分かるように書き換えたいという話だから、変えていく意味はあるんじゃないですか。

それから、伝わりにくい部分が、どういう意味でここを使っているかというところを、そもそも市長に分かりやすく理解していただければならない文章でもあるはずですね、本来は。あるいは、このまま都に上がるかもしれないし、そういう意味ではちゃんとここは整える意味がないわけではないし、文章を変えるところを今そこでおっしゃっていただければいいんじゃないですか。ここは切ったほうが良いというあれで。

○峯村委員 どうも私は、事務局の作文能力が問われているんじゃないかと思っているんです。協議会の委員さんはこの文章に対しての意見はあると思うんですけど、もともとの原案を作成して、もうちょっと会長さんとか職務代行の先生と詰めていただいたほうが、これは今この場で言う意見じゃないと思うんですが、ちょっと進め方が準備不足かなと。すみません、文言の話じゃなくて。

以上です。

○若林職務代行 ちょっと期日がなかったものですから、私も会長も十分には検討できてないところがありまして、それは率直におわび申し上げたいと思います。ただ、これは市長にお渡しする文章ですので、それなりの体裁といいますか、格式といいますか、しっかりしたものにしないではいけなくてと考えておりまして、それでいろいろ御意見いただいている次第であります。

本来は、法務というのも変なんですけども、実は法律方の人にチェックしていただくが一番いいと思うんです。こういう文章は法務の人がプロですので、この言葉はこういう定義がある、そして裁判所の文章ですよ、ああいう文章が本当は望まれているんですけども、何分私も素人なものですから。齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 私は、ここで議論した内容、趣旨、みんなの意見をよく受け止めていただいて、まとめてくださっているなと思います。ですから、あえて今の意見でいえば、前段が長いん

じゃないかという意味じゃないかと私は受け止めたんですけども、それは議論をするに当たってのいろいろな説明やらがあって、私たちも再確認する意味でもこういう経過だったんだろうなという具合に考えます。

それと、橋本委員がおっしゃったところは、まさに私もそれは本当そうだなと。唐突に保険税についての意見が出てきたなと思いますので、それは私自身は気がつかなかったんですけども、当たり前だと思っていたので、いい意見だと思います。

だから単にをはの直しだけじゃなくて、きちっといろんな意味を受け止めて変更したいという意見もあるわけです。だから、それはこれの文章能力が云々という話では全然ないと思います。

以上です。

○若林職務代行 川又委員、どうぞ。

○川又委員 取りあえず市長さんに渡すわけですから、市長さんがこれを読んで、どういう現状と課題があって、それに基づいて協議をした結果、最終的には据置きという流れにしてあるわけですから、この流れでいいと思いますよ。誰が見ても分かればいいはずだと思うんです。これ市議会のほうに据置きの議題を出すんですけども、そのときにどういう内容だったんですかと議員から言われたときに、これを見て市長さんが答えられるようにしておけばいいと思いますよ。極端を言えば、キーだけあればいいんですよ。でもそうはいっても、こういう会議をした結果、こういう現状と課題があって、将来性があって、これに対して会議で議論をした結果、据置きになりましたという結論をしているわけですから、この流れでいいと思います。

○若林職務代行 これはこれまでの協議会を整理する文章でもあるわけですので、事務局に丸投げして申し訳ないんですけど、事務局のほうでしっかりした文書をつくっていただければと思います。

○伊藤保健医療政策担当部長 すみません、私、部長職として事前に、まず主査なりがつくったので、1度目は通させていただいたんですけども、今日、皆様方から御意見、御指摘等あったところはそのとおりだと承知してございますので、また改めて中でもしっかり文言を読み込んで、きちっと体裁を整えた形で市長のほうには、従前にはもちろん会長と代行に見ていただいて出していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○若林職務代行 皆様、それではこれに関しては以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます

ございます。

続きまして、もう一つ文章があるわけですが、国民健康保険制度に関する意見書というのですが、これもまた事務局のほうから御説明お願いいたします。

○松下保険年金課長 それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。国民健康保険制度に関する意見書ということで、まず初めに国保の構造的な課題というところですが、「国民健康保険制度は、『社会保障及び国民保健の向上』を目的として昭和33年の国民健康保険法の改正以降、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、こんにち、その主な被保険者は、同制度発足時の農林水産業者や自営業者から、年金生活者、無職者、非正規労働者などの低所得者層へと大きく推移し、それとともに国民健康保険制度が抱える構造的な課題が顕在化し、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況に直面しております」。

続きまして、それを受けて制度の安定化というところ、「このようななか、国民皆保険を堅持していくため、国民健康保険の財政運営の責任主体を都道府県とする制度改革が平成30年度に実施されました。この制度改革により、毎年、国から全国市町村国民健康保険に約3,400億円の財政支援がなされるようになりましたが、一方で、多摩市をはじめとする各市町村においては一般会計からの法定外繰入の早期解消も求められております」。

続いて、多摩市の状況というところ、「多摩市の場合、毎年約10億円の法定外繰入を行い国民健康保険財政運営を行っている状況のなか、東京都から示された令和5年度国民健康保険事業費納付金では、一人当たり納付金額が18万6,618円、平成30年度の15万1,357円から23.3%増加しており、年金生活者、無職者、非正規労働者といった低所得者層はもとより、中間所得者層にとっても過大な負担を強いるものとなっております」。

今後の見通しと想定というところで、「今後、高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増大、また、現在、国で検討されている勤労者皆保険の推進の動きなどを踏まえすと、国民健康保険事業費納付金の一人当たり納付金額は更なる大幅な引き上げが必要で、これを被保険者に負担を求めるにも限界があり、国が進める国民健康保険事業運営の原則である国民健康保険会計独立採算とした場合、国民健康保険制度そのものが崩壊する危機に瀕していると言わざるを得ません」。

最後に要望といたしまして、「つきましては、国民健康保険制度の安定的な運営を期し被保険者の実態に即した保険税負担となりますよう、国に対しては平成17年の『三位一体改革』以降引き下げられてきた国庫負担金の引き上げを、また、国民健康保険の財政運営責任

主体で共同保険者である東京都に対しては東京都独自の財政支援の拡充などを、他市首長と連携して働きかけてくださいますよう要望します」としております。

○若林職務代行 ありがとうございます。これにつきましても皆様の忌憚のない御意見をいただければと思っております。

この文章は今日お渡しして、さらに市長さんはこれをもとに、東京都の市長会あるいは町村長会にも何か働きかけがあるかもしれませんので、これはこれで、またしっかりした文章にしていきたいと考えております。川又委員、どうぞ。

○川又委員 昭和33年の国民健康保険法の改正って、これ国民健康保険法成立じゃないですか。改正？

○松下保険年金課長 改正ですね。

○川又委員 国民健康保険法は何年にできた。

○松下保険年金課長 昭和13年にできたんですけども、それまでは加入は任意だったんです。33年の改正によって国民皆保険というので。

○川又委員 分かりました。

○若林職務代行 橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 保険という単語が何か所か出てくるんですけど、1行目の鍵括弧の中で「社会保障及び国民保健」の「健」だけが健康の「健」なんです。ここの文言は保健室の「保健」という意味なのか、いわゆるインシュランスの保険なのか、どちらなのでしょう。

○伊藤委員 多分こっちでいいような気もするけど。

○橋本委員 これはこのままでいい。分かりました。

あと、てにをはですけど、下から5行目に「大幅な引き上げが」、これが。

○若林職務代行 「な」ですね。津布久委員、どうぞ。

○津布久委員 阿部市長が市長会で動きやすくなったところだと思うんですけど、この間もちょっと発言したように、東京都なんかにはいきなりは出せないって言っていましたよね。だから市長会しか通す機会ってないんですか。

○松下保険年金課長 今のところ、市長が市長会でそういった動きを進めていくという形になります。

○津布久委員 これ健康保険じゃなくて、そういう行政の、国との接点ってないんですか。事務的なチャンスというか。というのは全国ベースで東京都の環境というのがあると思うんですけど、ただ、他府県では結構いろいろ調べてみると、裕福なところもあるんですよね。

だから保険税の見直し自体が、そういうニーズがないところもあったりするわけですよ。だから、全国ベースで問題を取り上げる機会というのはなかなかないと思うんですけど、例えば行政間同士だけでも都道府県レベルの会議ってないんですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 その前段というふうなのは、今回このお話が少し出ているみたいです。今、市長が全国市長会の社会文教委員会の副委員長なんです。それで、先日も全国市長会の社会文教委員会で、実際に国の厚生労働省の保険局長とじかにやり取りとかもしていて、多摩市のやり取りも全部報告をしていますし、今の保険局長は多摩市に何度も足を運んでいただいている方なので、そういったところでこうした意見があるのではというところはお話をさせていただくことができると思っています。

○津布久委員 私、前回の会議でもちょっと発言させてもらったのは、もともとこのニュータウン構想で、行政としてはすごく協力して、4割は既存だけど、6割はニュータウンという地域的な特性もあって、それは国策として出てきた中での東京都の中での配分で、日野市、多摩市、稲城市、町田市というところでニュータウンって出てきたと思うんですよ。大阪の千里ニュータウンと同じだから。だから大きく言うと、市町村の中で調整、26市だけが東京都の中で動くのではなくて、国の特異性としてニュータウンを抱えているところがあって、年金者とかいう被保険者の構成が非常にきつくなってきているわけなので、そういうところを理解してほしいなと思ったんですよ。

だから、都内だけじゃなくて、全国レベルで検討してもらえないかなというのが正直なところなんですけども、そういう機会は今、部長がおっしゃった機会を通して、可能性としては検討事項として上がる可能性はあるんですか。

○伊藤保健医療政策担当部長 市長会の側から、こういうふうな意見がある意味、現場サイドでは出ているというところは国にお伝えして、それが一気に加速して変わるということとはなかなか難しいと思っはいるんですけども、今回、市長なんかも、例えば市役所においては、会計年度任用職員さんの社会保険への加入の話とか、そういうのを具体的に話されている中で、そういう動きが国のほうでもあるということは承知しているとか、そういうやり取りなどがありますので、現状、例えば各保険者が持っている運営協議会等でこういう意見が出ているということは、じかに国に伝えるチャンネルはあるということになっています。だからそのチャンネルというか、今回チャンスというか、好機を生かすというところだと思うんです。意見交換できるということは。

○若林職務代行 こういう文書が添付されて、そして上のほうに上がっていきますので、市

長で止まるということではなくて、市長がさらにこの文書を添付して、次のステップで何か発言されたりと。

○伊藤保健医療政策担当部長 考えられると思います。

○津布久委員 やっぱりニュータウンって特異性があるから、余計この被保険者の構成の苦しみって強いと思うので、だから全国でニュータウンというのは各セクションであるんだけど、取上げ方を違えて何か検討をしてほしいなと思うんだ。多摩市の独自性になっちゃっているから。特にね、これ。

住民構成上も最初から、面積的にもそうだし、人口構成的にもそういう宿命を背負っちゃっているんですよね。だから、入居もどばっと入ったわけですけど、年を取るのもどばっとになってしまうわけで、徐々にという、世代交代とともに年齢が上がっていくということがなかなかできないので、その辺が多分、市の収入も働いた収入よりも、いずれ年金の人ばかりになっていくから、このままだと非課税の人もどんどん多くなっていくんじゃないかなと思って、そうすると余計、国保の運営というのはきつくなるし、今日も何か来る前にちょっとテレビで130万の壁とか106万の壁という話を取り上げていたけども、それは保険税だけの話じゃなくて、年金の話全然プラスしてなかったから、片目で見ているなど思っていたんですけど、そういう一つの保険の中でももう少し国レベルで取り上げてもらいたいなと思って、今、発言させてもらったんです。

市町村だけで東京都に上げることよりももっと、簡単な言葉で言ったら、国の奨励金とか国庫補助金とか、今、不交付団体ということなので、交付税の中でも取り上げにくいと思うんだけど、ニュータウンをつくったときには特別交付税といって行け行けどんどこで、人口急増とか投資額なんかで随分配慮されたのに、年取ったときに配慮してもらえないんじゃないかなと思って、国レベルのことをちょっとお聞きしただけです。

○若林職務代行 分かりました。本来は地域性を加味した、こういった意見書があるべきかとは思いますが、我々多摩市国民健康保険運営協議会からの文章としては、大阪とか沖縄まで含めることはちょっと難しいかなと思いますね。

○津布久委員 それは分かっているんですよね。だから、そういうところと連携する起爆剤にならないかなということをお話ししているのです。

○齊藤委員 チャンスだと思って。

○津布久委員 そうそう、チャンス。こういうのは多分、ニュータウンを背負っているところは全部そういう問題があると思うんだよね。千葉でも何でも。だからそういうところが話

し合える機会があれば、もっと現実的に動きが出てくると思うんだけど、全くの特異性だと思ふんだよな、これはニュータウンの。

○若林職務代行 それはここの課題の検討として、今回はこれに限って御意見いただければと思っていますけども。

○津布久委員 そうですね。市長からの諮問だから、市長からの諮問を受けているわけだから、我々は市長に返せばいいわけでしょ。

○齊藤委員 これは意見書。

○津布久委員 違う、違う。全体。この意見書も含めて。

○若林職務代行 これは特に市長からの諮問ではなく。

○津布久委員 市長に意見書として添えるわけだよな、諮問書に。

○若林職務代行 そうです。添えるというか、諮問書というか、全く別途のものなんですけど、筋合いとしては。

○伊藤委員 出す先は市長さんしかないわけですよ。そこで開かれている運営協議会ですから。

○若林職務代行 ただ、市長はこれをもとに、さらに議論を進めていくと。

○津布久委員 検討していくということだよな。

○若林職務代行 ええ。てにをはで構いませんので、皆様、御意見いただければと思います。辻野委員、どうですか。

○辻野委員 意見書ですよ。ここはポイントを押さえてあって、こんな感じでよろしいかと思ひます。あと、細かいところは会長と代行に一任という形で、僕はよろしいかと思ひます。

○若林職務代行 林委員はどうですか。

○林委員 特にありません。

○若林職務代行 舟木委員、何かありますか。

○舟木委員 ございません。いいと思ひます。

○若林職務代行 それでは齊藤委員、何かございますでしょうか。

○齊藤委員 これで結構です。

○若林職務代行 峯村委員、何か。

○峯村委員 ありません。

○若林職務代行 山村委員。

○山村委員 下から4行目のところで、ちょっと読んでいきますと、国民健康保険というのが3回出てきていまして、これはもうちょっと省略してもいいのかなと思ったんですけど。

「国民健康保険事業運営の原則である会計独立採算とした場合、制度そのものが崩壊」ということでもいいのかなと。これが同じ制度、分かりやすいんでしょうけども。

○若林職務代行 同じという感じで言ってもいいですね。

○山村委員 ちょっとくどいかなというふうに読んでみて感じたものですから。

○若林職務代行 川又委員、何かありますか。

○川又委員 いや、先ほども申し上げましたから。

○若林職務代行 それでは、あとは会長と私に一任ということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

今日はちょっと盛りだくさんなものですから、急がせていただきます。今度は、新しい多摩市国民健康保険税課税限度額の変更及び軽減判定所得の見直しについてというものです。

○伊藤保健医療政策担当部長 それでは、こちらの諮問書を御覧になっていただきたいと思えます。

多摩市国民健康保険運営協議会会長、下井直毅殿。多摩市長、阿部裕行。

多摩市国民健康保険税課税限度額及び軽減判定基準額の変更について（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則（平成元年規則第15号）第2条に基づき、貴協議会の意見を求めます。

#### 1、諮問事項。

（1）課税限度額の変更について。現行102万円、変更後104万円。

（2）減免判定金額の変更について。現行、均等割額が5割軽減となる世帯の判定金額、 $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者数等の数} - 1) + 28.5万円 \times \text{加入者数}$ 。均等割金額が2割軽減となる世帯の判定金額、 $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 52万円 \times \text{加入者数}$ を、変更後、均等割額が5割軽減となる世帯の判定金額、 $43万円 + 10万円 \times (\text{給与所得者等の数} - 1) + 29万円 \times \text{加入者数}$ 。均等割額が2割軽減となる世帯の判定金額、 $43万円 + 10万円 \times \text{給与所得者等の数} - 1) + 53.5万円 \times \text{加入者数}$ 。

なお、7割軽減となる世帯の判定金額に変更はありません。

（3）実施時期、令和5年4月1日。

#### 2、変更の理由、令和5年度税制改正のため。

以上、よろしく申し上げます。

○若林職務代行 承りました。

(諮問書手交)

○若林職務代行 これに関しまして事務局のほうから御説明のほう、よろしく願いいたします。

○定石保険税担当 保険税担当の係長、定石と申します。私のほうから説明させていただきます。

今回上げさせていただいた諮問は、今、部長に読み上げていただいたとおり、今年度の税制改正に伴って改正を行うものです。説明の資料としては資料4を御覧ください。

変更点は、今ありましたとおり2点ございます。1つは課税限度額の見直し、もう一つは均等割額の軽減判定の所得基準額の見直しの2つになります。

まず初めに、課税限度額についてですけれども、国の税制改正で、医療と介護については据置きで、後期高齢者支援金等分のみ2万円の増額という形になっております。改正案もそれに倣いまして、同様に後期の分が2万円の増額という形になります。

資料4の真ん中に表がございますので、表を御覧いただきながら御説明させていただきます。中段の表のところが今回の改正案で影響がある所得階層ということで、所得についてはいろんなパターンがございますので、世帯主のみに所得があり、保険税率や均等割額については令和4年度の数字で計算した概算額となります。例えば1人の世帯のところについては、そこにありますとおり、おおよそ1,036万円で、後期の支援金の上限である20万円に達していたところ、改正案については、右側へ寄っていただいて、1,146万円までは限度額に達しないので、この金額の範囲内が今までよりも増額になるという形になります。

括弧のところは、給与にしたときの参考の給与額という形になります。給与であれば、1,231万円以上の方が増額になる。1,341万円以上の方が、新たな22万円の限度額に到達するという形の概算となります。

世帯人数が2人、3人、4人については、計算のところではありますが、均等割が増えますので、所得金額がそれぞれ少しずつ下がっているという形になっています。

資料4の一番下のところですが、改正した場合の影響ということで、令和4年の賦課の実績のところからおおよそ計算してみると、影響を受ける世帯は66世帯ぐらいかなど。620万円ぐらいの増加が見込まれるという試算をさせていただいております。

次、裏面を御覧ください。2番目の均等割軽減判定所得基準額の見直しということで、国

の税制改正では、5割軽減の方が加入者1人につき28万5,000円から29万円ということなので、加入者1人当たり5,000円、2割軽減だと52万円から53.5万円なので、1人当たり1万5,000円の増額ということで、その分だけ軽減を受けられる対象者が若干拡大をします。

改正案も税制改正に倣って、同様の改正案という形にさせていただいております。限度額と同じように、これも加入者当たり5,000円とか1万5,000円とかなので、単純に落とすだけなんですけれども、表にさせていただきました。収入は給与の場合で書かせていただいておりますけれども、5割軽減の場合は1人だと5,000円、4名だと2万8,000円ぐらいになりますかね。2割軽減の場合は1名だと1万5,000円ですが、4名で大体7万5,000円相当ぐらいのところでは軽減額の判定額が上昇しますので、その分だけ対象範囲が拡大をするという形になります。

その表の下のところ、改正した場合の影響ですが、同じく4年度の実績から見込むと156世帯ぐらい、算定額としては、対象範囲が広がるので減額の方が増えますので、276万円ぐらい減るのかなという形になります。

両方とも改正をした場合は限度額の引上げで増額、判定額が上がることによって減額という形で、それぞれ少ない方が減額、多い方が増額という形なので、かぶるところはございませんので、単純に差引きをさせていただくと、おおむね344万円ほど賦課の増額が見込まれるかなという形になります。

これを試算すると、書いてないですけど、賦課の計算で全体が26億6,000万円ぐらいになりますので、そこに書いてあるとおり、影響額としては0.11から0.12%程度と僅かではありますが、それぐらいの影響という形になっております。

地方税法の改正案は、報道の発表では2月上旬に国会に提出という形になっておりますので、例年どおりであれば3月の末ぐらいに成立する見込みなので、その前提で御審議をお願いしたいと思います。

御説明は以上でございます。

○若林職務代行 ありがとうございます。これは実施時期が4月1日なものですから、今日中に答申を出さなくちゃいけないということでよろしいですね。

○定石保険税担当 はい。

○若林職務代行 そういうものなのですが。峯村委員、どうぞ。

○峯村委員 今回の税制改正に伴うものについては、毎年恒例と言っちゃ何ですけども、こ

ういう税制改正に伴って国民健康保険税も変更するというのは恒例といたしますか、必須のものなんですよ。

○松下保険年金課長 昨年度は見送られているんですけども、必須ということではないんですが、以前はほぼほぼ毎年見直しがされてきたという状況です。

○峯村委員 連動するという考え方でよろしいんですか。税制改正に伴って。私も全然知識、勉強不足で申し訳ないんですが、税制改正というのは国保税の改正ということですか。

○松下保険年金課長 そうですね。国民健康保険税自体が地方税法に規定されておりまして、毎年、地方税法が改正される場合、その中で国民健康保険税についても見直しが必要であれば、その部分が盛り込まれるという、必ず連動するというものではございません。

○峯村委員 変更の理由は、令和5年度税制改正のためですよ。だから連動という考え方でないですか。改正内容次第では、税制改正がそこまでこの資料の中に、私の理解が遅くて申し訳ないんですが、何か検討の余地があるのかどうかすら分からないんです。

○松下保険年金課長 地方税法は、国民健康保険税以外にもかなりの税に関するものがございまして。

○峯村委員 住民税と所得税とかいろいろありますよね。

○松下保険年金課長 そこに国民健康保険税自体も位置づけられておりますので、今回の改正の中で国民健康保険税の限度額についても改正が必要であるということで、今回の地方税法の改正の中に盛り込まれたところ。地方税法が改正される際に、国民健康保険税については盛り込まれないこともございます。

○峯村委員 ですから、今回の諮問はこういうふうに改正されました。

○松下保険年金課長 された場合には、改正に伴う変更を。

○峯村委員 運営協議会に諮問すると。

○松下保険年金課長 そうですね。

○峯村委員 諮問して、答申の基本的な考え方というのは了承しましたということですよ。ちょっとごめんなさいね。

○若林職務代行 我々のあんまり関与する領域はないんですね。これに関しては。

○峯村委員 その辺の基本的なところを確認したかったんです。

以上です。

○伊藤保健医療政策担当部長 課税限度額については御承知でいらっしゃいます。これは課税限度額の見直しというところが基本的なので、本来であれば所得が多けりゃ多いほど、

どんどん保険料を高くもらえばいいんですけども、それをあんまり高くいっぱいもらい過ぎてしまうと、なかなか難しいところもあるので、先ほど松下が申した地方税法で一定程度上限の基準を設けている。その中で計算をしましょうということになっているので、地方税法が改正されると、その金額が変わってくるわけです。だからそれに見合っ、取る上限の額を決めましょうというのがこれになりますので、上限額が変わらなければ特段これを変える必要はない。

○峯村委員 変わった結果ですよ、これは。

○伊藤保健医療政策担当部長 変わった結果ですね。そこが厳密には変わりそうだということで、これも皆さん御承知かもしれないですけど、本来であれば令和5年度の予算に係ることなので、令和5年の3月議会、令和4年度の3月議会でこれを決めるんですけども、その時点では国のほうが正式に変わってないので、市長専決といって、市長が議会の同意を得ないで、取りえずこれでいきましょうというのをやって。

○峯村委員 そうですね。3月議会で決めざるを得ないからね。

○伊藤保健医療政策担当部長 そうです。決められないので、また来年度に入ってから、臨時議会かなんかで議会のほうにお認めいただくということになっていますので、それに当たっては皆様からの御意見をきっちりいただいて、市長専決に向けていくということになります。よろしくお願ひしたいと思います。

○津布久委員 すみません、今の峯村さんの質問にちょっと関連していいですか。要は今回、我々保険料アップについては了解じゃなくて、据置きという意見を言ったものですから、ほかのこういうのも動かさないという可能性があるのかなという点で。というのは限度額って、うんと上の人と下限の減免のほうを比較しても、作業の割には影響があんまりないなと思ったので、このまま据置きという方法も取れるんですか。これいじらないでということは。

○松下保険年金課長 はい。地方税法が改正されても、限度額は上げないということも可能ですけども。

○津布久委員 上げないということでも結果としていいんですね。

○松下保険年金課長 はい。

○津布久委員 ということは、私の知り合いのところでも、個人事業をやっている人で、運営がかなりいいものですから、所得的に800、900取っている人なので、どんどん保険料が上がっちゃってたまらないわよと言っているんだけど、これはそうすると上の給与の人が多摩市に住んでいる場合と府中市に住んでいる場合と違ってくるということがある

ものですか。

○松下保険年金課長 市町村によって違うところもあります。ただ、基本的には課税限度額が引き上げられれば、それに合わせて引き上げるというところがあります。課税限度額を引き上げないとすると保険税収が下がる、その分、保険税率で賄うかってなると、中間所得者層の方の負担になる。

それなので、先ほど伊藤部長がおっしゃったように、高い所得のある人には一定の負担はしていただきたいと。それからまた、川又委員がやられている組合けんぽですとか、そういった国保以外の健康保険については、標準報酬月額の高等級に位置づけられる方というのは0.5%から1.5%と法定で決められているんですね。それに合わせる、ほぼそれに準じた形で、1.5に近づけるように限度額は見直していく。今回、後期支援金が2万円引き上げられたんですけども、後期が2%を超えるぐらい限度額に差があったということで、今回見直しがされた。

○津布久委員 なるほど。じゃ、どっちかっていえば右へ倣え方式で、しょうがないんだよね。どういうものなのかなというのが素朴に、ここだけいじらないほうが取れるのか、どこかでゆがみが出てきちゃうんだねということだ。分かりました。どうもありがとうございます。

○若林職務代行 これに関してもここに答申(案)があるわけですけども、特に異存がなければ、このままとさせていただきます。ありがとうございます。

あと、報告事項が2点あるんですけども、時間は15分しかないものですから、よろしくをお願いします。

○高橋国保担当 それでは、私のほうから、残された時間をいただきまして報告事項をさせていただきます。国保担当の高橋と申します。保健事業を担当しております。よろしくお願いいたします。では、着座にて失礼いたします。

私のほうから、本日、資料6、7、8についてお伝えしたいと思います。

こちら、まず資料6ですが、国民健康保険特定健康診査等実施計画評価シートということで、健診と特定保健指導の実際の実施の状況をお伝えしたいと思います。その後、資料7でデータヘルス計画に定めた保健事業の実施結果をお伝えしたいと思います。

まず、資料6を御覧ください。資料6の一番上に、特定健康診査と特定保健指導の実際の実施結果を載せております。今回、どちらもなんですが、令和3年度の実績で、令和4年度の実績ではございませんので、1年近く前になってしまうんですけども、こちらの報告を

させていただきます。

令和3年度の特定健康診査受診率、結果は48.5%、こちらは前年度、令和2年度から比較して1.1ポイント増加しております。特定保健指導は、前年度と比較して3.7ポイントも増加しております。ただ、これにはちょっと理由がありまして、必ずしもただよかったねというだけではないんですけれども、こういった結果になっております。

次のページを御覧ください。裏側になります。裏側のほうはちょっと数字が細かいので、それをグラフにしたものがその次のページのグラフになります。数字のほうを確認したい場合はこちらの表を見ていただきたいんですが、大きな方向性ということで、こちらのグラフでお話しさせていただきます。

図①特定健康診査受診率、特定保健指導終了率ということで、経年変化を見ております。こちら、ざっくり見ていただきまして、特定健診受診率は令和元年度をピークにして山型になっています。ずっと見ていただいている方は御承知おきかと思うんですが、令和元年度は物すごく受診率がよかったです。こちら理由がありまして、今までと違うやり方で新たに受診勧奨を始めたということで、すごく受診率は上がったんですが、この後、令和2年にすぐコロナ禍になってしましまして、がくっと落ちてしまいました。そこからは少し持ち直しているかなという程度なんですけれども、そんなにすごく戻っているというほどではないんですが、コロナ禍前の令和元年度より前、ずっとやっていたところぐらいまでは持ち直してきているかなという感じです。ちなみに、令和4年度もほぼほぼ同じぐらいかなというところで今見えています。

特定保健指導のほうは、今回かなり数字がよかったですけれども、これは後でまた、どうしてこうなったかというところはお伝えできたらと思います。

その下、年齢別受診率を男性と女性でそれぞれ出しております。少し見づらくてすみません。一番上の薄い線が令和元年度、点線が令和2年度、そのちょうど真ん中ぐらいにあるのが令和3年度ということで、男性も女性も令和元年度と令和2年度、コロナ禍で落ち込んだところの間ぐらいをちょうどいつているんですが、どうしても若年層の受診率が上がらないというか、なかなか厳しいというのは男女とも同じです。こちらの受診率を上げていけるようにやっていけたらということで考えています。

表のページに戻っていただきまして、先ほど来申し上げている特定保健指導の受診率がなぜこれぐらい上がったかというところなんです、実は令和3年度から特定健診のところ質問票という形で、今まで多摩市では運動習慣とか、あとお酒飲んでいますか、たばこ

吸っていましたかとかいう質問、皆さん検診を受けると必ず項目に入っていると思うんですけども、それを取ってなかったんですが、令和3年度から導入をさせていただきました。

その副産物といいますか、お薬飲んでいきますかというのがあるんですけども、服薬項目を質問票に入れた関係で、今までは医師がそれを聞き取りでやっていたので、確実に聞き取れていたと思うんですけども、それを御自身で書いていただく方式にしたところ、朝、薬を飲んでないからといって、服薬していないにつけてくる方がかなりいらしたということで、結局、本当はお薬を飲んでいると特定保健指導の対象者にならないんですけども、お薬を飲んでいるのに特定保健指導の対象者になってしまったという、ちょっとイレギュラーなことが起こってしまった関係で、今回すごく対象者も増えて、実際に受けていただいた方も増えてということで、ちょっと特殊な動きをできてしまっています。なので、令和3年度の16.1%は、令和4年度はちょっと下がるかなと今考えているところです。

すみません、時間が限られるので、健診はそんな感じでやりましたという御報告で、次にデータヘルス計画のほうへいかせていただきたいと思います。

資料7、こちら第2期データヘルス計画に定めた保健指導実施結果というところで、こちらもすごくざっくりお話しさせていただきたいと思います。

1つ目、特定健康診査受診勧奨事業、これは先ほど申し上げた健診を受けてくださいねというはがきをお送りしているんですけども、そういった事業の報告になります。令和2年度に少しお話しさせていただいたショートメッセージサービス、メールで受けてくださいねというのを令和2年度にやったんですけども、結局、そのメールを開きさえもしなかったという方が多かったです。今、割といろいろオンラインですとか、そういったことは進められているんですけども、そういう怪しい、妖しくはないんですが、そういうメールは開かないということも言われておまして、実際のところ、そもそもメールを見なかったとか、捨ててしまったとかということが多くて、効果的ではないだろうということを考えて、結局SNSはやめまして、今また普通のはがきに戻しています。

ただ、今後については、令和元年度にやったときは、今まで送られていなかった方、皆さんの心にかなり響くといいますか、その方に合わせたメッセージという建前のはがきがあったものですから、皆さん反応もすごくあって、受診率も上がったんですけども、さすがに3年目、4年目になってくると、反応もそれほどダイレクトには来ないのかなというところで、今後このままずっとやっていくとマンネリ化、年に2回ぐらい、またはがき来たというだけになってしまうとなかなか難しいのかなということで、次どうやっていくかという

ことを今考えております。

次のページをめくっていただきまして、これが先ほどの特定保健指導です。質問票そのものはもちろん、これは国が定めた質問票ですので、今後もずっとやっていくんですけども、服薬のところをどうするかということで、令和4年度のときにはフォーマットというか、決められた質問項目なので質問そのものは変えられないんですけども、分かりやすく、朝、薬飲んでないのではなくて、ふだんから飲んでいるかどうかみたいな説明を入れてみたりとか、工夫したことが功を奏したのか、今、令和4年度の実績としては今までどおりの割合に戻っているんで、令和3年度は数字的には特別だったかなということで、それは改善していけると思っております。

もう一つ、令和3年度から医療機関での初回面接とあって、今まで保健指導会社に委託して、健診を受けた結果が3か月後ぐらいになって保健指導をしていたものが、1か月ぐらいなんですけども、医療機関で実際に受けて、自分が受けたどこどこ病院さんで初回面接が受けられるようになったということで、そういう新しい事業を始めまして、そちらのほうもなかなか難しいところもあるんですけども、実際に実績として数件ずつ出ております。こちらはずっと続けていきたいなと思っております。

次、見ていただきまして、糖尿病重症化予防事業ですけども、こちら今日も来ていただいている薬剤師会さんのほうに令和3年度から委託先を変更しました。それまでは株式会社さんの実績があったところをお願いしていたんですけども、私たちが目指している地域での社会資源というところをより進めていくということで、令和3年度から薬剤師会さんに委託をして実施しております。なかなか難しい事業で、今どこの保険者も取り組んでいると思いますけども、薬剤師会さん、あるいは薬剤師さんが保健指導するというのはそんなに一般的ではないので、これも多摩市の独自性かなと思ってやっているのと、あとどうしても対象者が絞られてしまうところを市のほうでフォローしていきたいというふうに考えてやっているんですが、実際には個別フォローまで、なかなか難しいところもありつつやっております。

すみません、駆け足なんですけど、次、健診異常値放置者受診勧奨事業ということで、これは健診を受けてすごく結果が悪いにもかかわらずお医者さんに行っていない人に、あなたの結果は大変だから、お医者さんに言ってくださいねという通知を送る事業です。これは毎年、逆に事業者を変えて、いろいろ通知の内容も変えてやっていて、効果があるかって言われると、もちろん一定の効果で見ているんですけども、成果指標は後でゆっくり見ていた

だければと思うんですが、前年度よりちょっと下がってしまっているのは、どういう人に効果があったかという成果指標の見方も毎年変えているので、そういう意味で下がっています。

こちらもすごく大事な事業だと思っているんですけど、この事業に限らず、保健事業は前年度の結果で翌年度の事業を組み立てるみたいのが多いんですけど、特に健診異常値だと前年度に受けた結果で送っても、今年の健診を受けて、今年の健診では改善していたよみたいな方が実際にいらっちゃって、本当にニーズに沿っているのかというところもあったので、これは令和3年度の結果で、今からお話しするのは令和5年度の予定なんですけれども、令和5年度は健診結果が返ってきたときに自分たちで抽出して、本当に必要な人に送ろうということを今考えてやろうとしています。

最後、ジェネリック医薬品差額通知事業ということで、これもどこの保険者さんでもやっていることなんですけど、いつも川又委員からも御意見いただくように、ほぼほぼ上限に多摩市は達しておりまして、ぱっと見たところ、実は今年度ちょっとだけ下がっているんです。去年79%だったのが今年78.1ということで、0.9ポイント下がっているんですけども、これは逆に言うと、月によって0.1ポイントぐらいは動いてしまうということもあるのと、多分、社会情勢的にちょうど供給が滞った時期があると思うんですけど、その影響もあるかなと思っております。年度の前半と後半で見たときに、後半のほうが数字が悪かったので、そういったことも影響しているかなと思っているんですけども、ほぼほぼ上限だということも把握しつつ、ただ効果的なところでは送っていくこと自体はやめずに続けていきたいと考えております。

すみません、お時間ぎりぎりになりましたが、以上です。

ごめんなさい、もう一つだけ。資料8に意見等記入用紙というものをおつけしました。本日、盛りだくさんで時間がないということも考えられましたので、御意見あるいは御感想を一言でも結構です、何かありましたらぜひお寄せいただければありがたいです。こちら御提出は任意なんですけど、提出期限を一応切らせていただきました。もし可能でしたら、ぜひ一言でもいただけると助かります。どうもありがとうございました。

○若林職務代行 ありがとうございました。これに関して御質問等ございますかもしれませんが、意見等記入用紙に御記入のほう、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議題は全て終わりました、その他に関しまして事務局のほうからよろしく申し上げます。

○松下保険年金課長 次回の会議日程でございますけども、令和5年5月18日木曜日、また午後1時半からを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○若林職務代行 3か月空いてしまいますけども、また5月に皆様と御議論できることを楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに皆様のほうから何かございますでしょうか。

○松下保険年金課長 すみません、今回、御意見いただきました答申、意見書につきましては、2月15日に下井会長から市長にお渡ししていただく予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○若林職務代行 それでは、第7回多摩市国民健康保険運営協議会はこれにて終わらせていただきたいと思います。皆さん、御苦労さまでした。

午後3時00分 閉会

---

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員